
特集：日本の留学生政策の再構築

「留学生30万人計画」の意味と課題

栖原 暁 東京大学

キーワード：留学生30万人計画，多文化社会，移民政策

日本政府は、2020年までに留学生受入数を30万人にするという「留学生30万人計画」を打ち出した。今回の政策により政府は、アジア等への知的国際貢献のためというよりは、「外国人高度人材」の受け入れなど自国利益を優先させる方向へと留学生政策の舵を切ったと見ることができる。

しかし、受け入れの趣旨が変わったとしても、「10万人計画」達成の過程で明らかになった、日本への留学経路の複雑さや、生活環境の未整備など留学生受け入れ上の課題は多い。特に留学生の急増と減少が繰り返される毎に留学生に対するイメージのレッテル化が繰り返されており、「架け橋」「親善大使」から「偽装留学」「出稼ぎ留学」「犯罪予備軍」等の間を揺れ動いてきた。

一方、少子化に伴う外国人材の導入が国家的テーマに浮上しており、これによって予想される文化的摩擦等を回避する回路として、留学生の活用が各所で論じられてもいる。しかし、留学生出身で在日経験が長く日本語が堪能であるからといって、簡単に日本定着につながるものではない。アパートへの入居拒否や、銀行口座が作りにくい状況、家族に対する日本語教育や、出産・育児・教育といった生活支援の不足、また祖国に残した親の在留資格の取得の壁などは、留学生出身であるなしにかかわらず外国籍住民に共通の乗り越えがたい壁である。日本では「移民政策」が本格的に論じられたことはないが、今後は留学生政策に並行して、移民政策に正面から向き合う必要があるのではないか。

1 在日留学生の概況

(1) 留学生の定義

わが国において「留学生」として認知されるためには、文部科学省の定めにより、以下の2つの条件をみたしていなければならない。

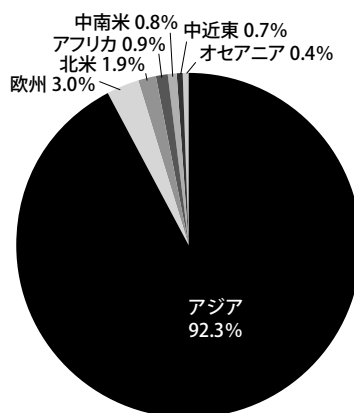
- ① 以下の教育機関に在籍中であること。
 - ・大学，大学院，短期大学，高等専門学校
 - ・専修学校の専門課程（専門学校）
 - ・準備教育課程（一部の日本語教育機関のコース）
- ② 「出入国管理及び難民認定法」が定める在留資格「留学」を有すること^{*1}

(2) アジア中心の受け入れ

文部科学省資料によると、2009年5月1日現在、132,720人の外国人留学生在日本で学んでいる。その大きな特徴の一つは、アジア地域出身の留学生在が92.3%と9割以上を占めていることである(図1)。

これを出身国・地域別で見れば、59.6%を占める中国をはじめ、韓国(14.8%)、台湾出身者(4.0%)の上位3カ国・地域を併せると78.4%となる。日本と歴史的・文化的な関わりの深い漢字圏出身の留学生在が80%近くにもなっていることがわかる。次にベトナム(2.4%)、マレーシア、タイ(各1.8%)といった東南アジア諸国が並び、欧米諸国では7位に2,230人(1.7%)のアメリカが入っている程度である(表1)。

図1 出身地域別留学生比率(2009年5月1日現在)



出典：文部科学省資料

表1 出身国・地域別留学生数と比率(2009年5月1日現在)

国(地域)名	留学生数	構成比
中国	79,082	59.6%
韓国	19,605	14.8%
台湾	5,332	4.0%
ベトナム	3,199	2.4%
マレーシア	2,395	1.8%
タイ	2,360	1.8%
アメリカ	2,230	1.7%
インドネシア	1,996	1.5%
バングラデシュ	1,683	1.3%
ネパール	1,628	1.2%
その他	13,210	10.0%
総数	132,720	100.0%

出典：文部科学省資料

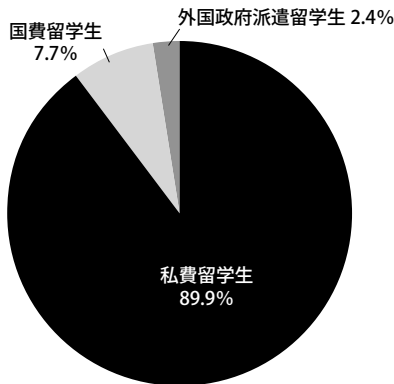
(3) 私費・国費、宿舍

また、全体の89.9%が自費で留学経費を賄う私費留学生在で、文部科学省の奨学金で来日する国費留学生在は全体の7.7%にすぎない(図2)。もっとも、他の留学生在受け入れ国と比べれば、日本の国費留学生在受け入れ比率は高い方である。本国の奨学金を受けて派遣されてくる「外国政府派遣留学生在」はさらに2.4%と少ない。

在学段階で見れば、大学学部生・短大・高専の留学生在が約67,000人で一番多く、全体の約半数を占め、大学院生が4分の1強、残り4分の1が専修学校生(但し専門課程生)や準備教育課程生

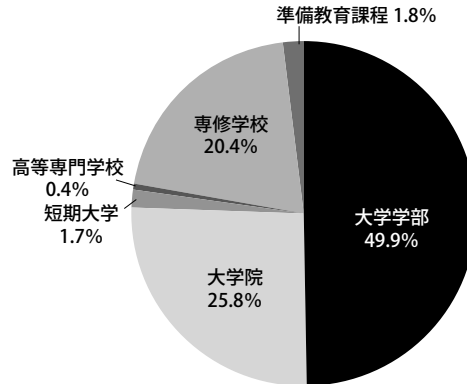
等である(図3)。

図2 留学生の種類(2009年5月1日現在)



出典：文部科学省資料

図3 留学生の在籍段階別人数割合(2009年5月1日現在)



出典：文部科学省資料

さらに、留学生の居住形態をみてみると、学校や公益法人等が設置する宿舎に入居できている留学生は4分の1に満たず、75%以上が民間のアパート等に住んでいる。この面で見ると、留学生受け入れは地域社会の協力なくしては、成り立つまい。

2 「留学生30万人計画」——留学生施策の転換

さて、2008年1月18日に行われた福田康夫首相(当時)の施政方針演説では、「新たに日本への『留学生30万人計画』を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めます」と表明している。その時点から12年後の2020年までに、当時12万人弱であった留学生数を30万人にしようという計画である。

同年7月29日には、『『留学生30万人計画』骨子』が、文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省の6省の名前で出され、計画の趣旨とこの計画を推進するための具体的方策が簡略に示された。

趣旨の①には、「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する『グローバル戦略』を展開する一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく」とあり、従来留学生受け入れの主目的とされてきた途上国援助や人材育成等の「知的国際貢献」は後方に押しやられ、「高度人材受入れとも連携させながら」、「優秀な留学生を戦略的に獲得していく」ことを主目的とした留学生政策に転換した。この「知的国際貢献」から「高度人材獲得」への転換が、今回の政策の大きな特徴であろう。

3 「留学生10万人計画」が遺したもの

(1) 「留学生10万人計画」の概要

さて、この「30万人計画」を考える時、どうしても日本政府が、かつて推進した「留学生10万人計画」を省みる必要がある。「30万人計画」はこれに続く第2弾としての大きな留学生政策である。

「留学生10万人計画」が提言されたのは、この25年前の1983年のことであった。その時点で1万人程度だった外国人留学生数を21世紀初頭までに10倍の10万人にしようという当時からすれば壮大な計画だった。日本がサミット入りし、経済先進国として名乗りを上げて間もない頃だったが、アメリカで31万人強、イギリス、ドイツで5～6万人、フランスで12万人弱の留学生が学んでおり、日本政府は留学生受け入れ面でもこれらの諸国に肩を並べようという政策であった。アメリカには追いつけないとしても、フランス並みの10万人以上は受け入れたいとしたのである。丁度、マレーシアのマハティール首相(当時)によるルックイースト政策がはじまり、続いて中国の改革開放政策が始まった直後である。また、韓国、台湾などでパスポートの自由化も進み、アジア全体で海外への出国意欲が高まり始めた頃でもあった。サミット入りし、円高が進行する日本は、アジア諸国の青年達の目に魅力ある留学先として映ったのである。

しかし、受け皿が十分に整っていないまま計画が打ち出されたため、実際に留学生数が増加し始めると、制度整備が追いつかず、留学生受け入れをめぐる大学や地域社会でさまざまな軋轢が生じた。1970年代から留学生支援や相談に携わっていた筆者はそれらの混乱のさまざまな場面に立ち会うことになった。

(2) 留学経路の未整備

まず日本の大学等への入学の経路が未整備であった。日本の大学に入学するためには、十分な日本語力を身につけた上で、希望大学で入学試験を受けなければならなかった。そのためまず来日して日本語学校で1～2年間日本語を中心とする勉学を経た後、希望の大学を受験し、合格する必要があった。つまり入学先が未確定のまま来日せねばならず、入学できなければそれまでの努力は無駄になり、入学できたとしてもそれまでに相当の経費と期間を費やす必要があった。

大学院レベルへの留学を果たすためには、その入り口そのものへのアクセスが困難であった。多くの場合は、まず「研究生」という不安定な身分に1～2年在籍したうえで、正規コース(修士や博士の各課程)を受験し、合格すれば正規の留学生として認められる。研究生の身分を得るまでに日本語学校を経るケースも少なくなかった。その間に費やされる経費と時間はやはり馬鹿にならない。合格できなければ、すべて無駄な投資となる危険性があった。日本語学校そのものの質の問題とともに、「日本留学は危険」と見なされる第一の要因でもあった。

(3) 日本留学を阻む3大保証制度の壁

さらに、日本留学を阻む3大保証制度といわれる障壁があった。

1つは、入国管理法上の規定である。入国在留のためには留学生の在留、生活経費等について一

切を保証する在日の身元保証人が必要とされたことである。日本に親類縁者がいる学生はともかく、そうではない学生にとって来日前から在日の身元保証人がいるはずもない。このため、一部で保証人紹介業が蔓延り、高額のコネを払って保証人を得たり、労働と引き換えに保証人となってもらったりするケースが少なくなかった。来日後に留学生と保証人の間でトラブルが生じて、留学生から相談が寄せられ、時には社会問題とさえなった。そしてこれは、1996年10月に法務省が入国在留の保証人制度を廃止するまで続くのである。

2つ目は、大学等の教育機関の受験、入学の際に求められる保証である。授業料支払いに関する債務保証である場合が多い。保証人が在日していることが条件づけられることがほとんどで、受験時期や入学手続きの時期に、保証人が見つからず、民間相談機関に駆け込む留学生は後を絶たなかった。

入国在留のための保証人制度の廃止を受けて、1997年10月、文部省（現文部科学省）は、大学に対して「本人不在時の連絡先」で足りるよう改善策を求める通知を出した。しかし、1998年に民間団体が実施した調査によるとごく一部の大学がこれに応じただけであった^{*2}。10年後の同様の調査では、保証人を求める大学は45.7%となり、一定の改善がみられたものの、特に私立大学では50%以上が依然として保証人を求めており、問題の根本的解決にはいまだ至っていない^{*3}。

3つ目は、アパートなどに入居する際の連帯保証である。住居探しについては、そもそも外国人に対して入居を拒否する傾向が強く、留学生を悩ませる生活上の大きな課題であるが、その上に連帯保証人探しという負担がかかる。入国在留の保証人や受験・入学の保証人よりも実質的な責任が重いの、留学生にとって宿舍の保証人探しは困難を極める。

1999年、留学生住宅総合補償制度が発足し^{*4}、留学生の在籍大学がこの制度の協力校になることを条件に、保証人支援のための補償制度が適用され、保証人探しの困難さが一定程度緩和された。しかし、この制度では、大学による機関保証もしくは大学の教職員が保証人を引き受けることが求められており、協力校となることを嫌がる大学もある。また、この制度の適用を嫌う家主や不動産業者も少なくないため、宿舍の連帯保証人探しは、今なお留学生にとって難題である。

(4) 生活、入国・在留

生活や入国・在留の面でも多くの問題が生じた。来日直後に宿舍を貸してもらえずに数日を公園で過ごしたという留学生、在留手続きの書類を揃えられずに在留期間が更新できない、あるいは経済的苦境からドロップアウトした学生、病気になりアルバイトをしていた会社の寮を追い出されて路頭に迷う学生などなど、さまざまなトラブルが発生した。

母国を出国すること自体大きな困難を伴う国も少なくなかった時代である。人生の夢を日本留学に託して来日したアジアの若者達であったが、日本社会の越えがたいバリアに阻まれ、仮にそれを乗り越え得たとしても、ある種の傷を心に残さざるを得なかった留学生は少なくなかったのではないだろうか。

(5) ある留学生の泣き

1997年4月に筆者が現職に着任した数カ月後、私宛に留学生からある手紙が届いた。

当時も私費留学生が留学生全体の90%程度を占めていたが、経済的困難に苦しみながら勉学をつづけている学生は少なくなかった。そしてこの経済問題が、入国管理局による在留審査に大きな影を落とした。留学生は、当時入国管理局で1年毎に在留期間の更新手続きを行うよう義務づけられていたが、その際に必ず経費支弁能力を立証しなければならなかった。しかも、留学生は週28時間以内の労働を法的に認められているにもかかわらず、アルバイト収入による支弁能力の立証は認められておらず、奨学金の受給証明か、親などの経費支弁者からの送金証明を求められた。入国・在留の身元保証人制度は廃止されていたものの、経費支弁能力の立証のために、奨学金もなく、母国からの送金も得られない私費留学生は、結局のところ親しい日本人に「形式上」の経費支弁者となってもらい、立証書類を作成するしか手だてがないのが実は偽らざる現実でもあった。手紙はこれらの当時の状況を端的に表しているのので、断片的になるが一部を紹介しよう。

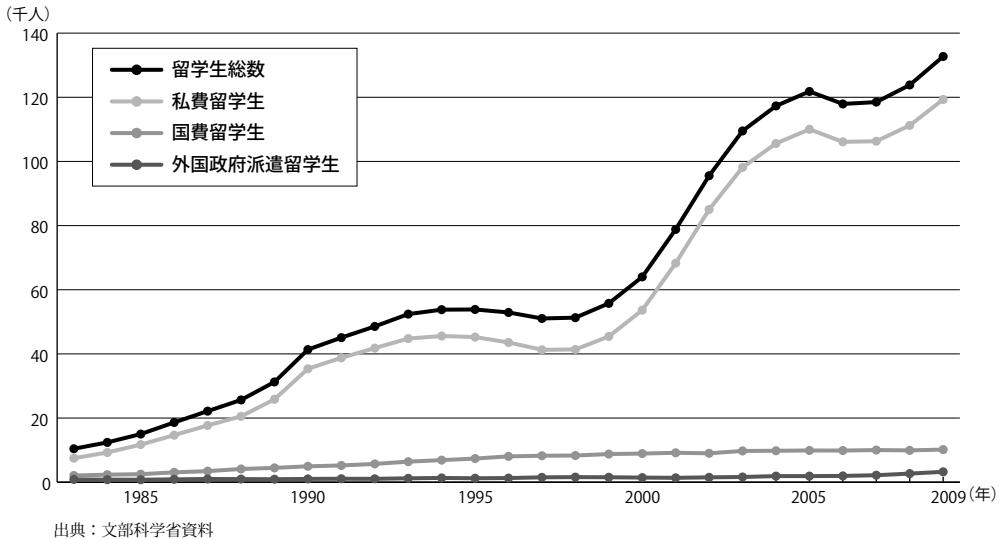
「私は現在博士課程4年目で、論文を作成中です。日本の大学では奨学金が少なく、文科系の学位取得も非常に難しいです」。「彼らに根本的な援助策を作らないままに、アルバイトの収入だけではビザを認めないのは、むしろ経済的に豊かではない国から来た学生の留学機会を断つことになりかねません」。「外国人による犯罪が増えたといって、全ての外国人を犯罪者扱いするのはどう見ても心苦しいのです」。「今日はちょうど私の来日8周年目の日です。日本はすでに私にとって留学先よりも生活の場になりつつあります。それにしても安堵感というか、心の余裕を持てる時間は本当に少ないのです。やっとここまで頑張ってきましたのに、いまだ偽の経費支弁人を作らなければならないのは何とも言えない皮肉で、寂しい気持ちになります」。「自分は本当にここまでして日本に残る必要があるのかと思うようになりました。ただ今はビザのことに不安になるよりも、このような『空しい』気持ちで一杯になりますので、一度だけ吐かせていただきます。このような気持ちを抱くのは決して私一人ではないと思うからです」。

(6) 留学生政策の見直しと「10万人計画」の達成

こうした受け入れ態勢の不備が影を落とし、83年以降、順調に推移してきた留学生数の増加傾向が90年代に入って勢いを失い、90年代半ば頃から減少に転じ始めた。留学生数が減少に転じると、政策の見直しが行われ、96年末には日本留学の障壁の象徴とされた入国・在留のための保証人制度が廃止された。この後2000年をはじめまでに、日本語学校の取扱いの一定程度の改善（「準備教育課程」の創設）^{*5}、それまで卒業後は帰国することを前提としていた専門学校生に卒業後の進学や就職を認めること、またアルバイトの時間制限の緩和、私費留学生向け奨学金の拡大など受け入れ促進のための策が講じられた。

そして何よりも大きかったのは、2000年に大学等の教育機関が入学を認めた学生については、原則的に入国を許可するという入国審査の大幅緩和が実施されたことである。こうした措置により、留学生数は98年における51,298人から2003年には109,508人と5年の間に2倍強に急激に増加し、「10万人計画」は一気に達成された（図4）。

図4 留学生数の推移(各年5月1日現在)



(7) 私費留学生から見た「10万人計画」

しかし、10万人達成直後の2003年12月に出された中央教育審議会による答申「新たな留学生政策の展開について」では、「留学生交流の拡大が極めて重要である」としながらも、受け入れについては「留学生の質の向上」「在籍管理の強化」が強調され、受け入れに消極的な姿勢が示された。そして、入国管理局による入国・在留審査が再び厳格化され、警察による外国人取り締まりが強化され始めるのはこの直後のことである。これに並行して、マスコミによる「留学生・就学生＝犯罪予備軍」キャンペーンが展開され、これらに触発されて世論の留学生等の外国人に対する排外的風潮が強まっていった。そして、2005年の12万人強をピークにいったん留学生数は減少に転じるのである(図4)。

2005年のはじめ頃、ある中国人留学生が日本での生活について書き綴ってきた。中国の大学を卒業して日本に留学、大学院に入学した私費学生であった。

「生活上困ったことといえば、今直面しているのは、物件探しです。留学生を受け入れられる寮はまず少ないし、そして大体大学から遠くはなれています。民間のアパートを探せば、多くの大家さんは日本人のみに限定しているほか、『中国以外の方』という条件付きの場合も時々あります。このような差別待遇を前にして悲しみでいっぱいです」。「印象に残った経験といえば、なんと言っても、最近日本社会に大いに取り上げられている中国人犯罪問題に関連するものなんです。例えば、マスコミによる『中国人犯罪』の繰り返しの報道、入国管理局による中国人ビザ申請や延長の規制強化、×××県知事の『留学生はみなこそ泥』との発言は記憶に新しいです。そして、個人の経験としては、交番で道を尋ねる際に、中国人という身分を確認された上で、外国人登録証まで提示させられたことがあります。そして、その中に載っている情報が全部丸写しされたほか、来日日付や生活状況までいろいろと尋問されました。言うまでもなく、当時はとても嫌な思いをしました。警察の外国人取り締まりの異常なまでの強化は、この事件からも垣間見ることができると思います」。

1980年代末に首都圏におけるいくつかの民間の留学生相談機関が中心となり留学生相談に関す

るネットワークを立ち上げ、以来20年近くにわたって連絡会やネットなどを通じて情報や意見の交換を継続しているが、この時期にはこの種の留学生からの苦情相談の報告が多かった。出身国も中国人留学生に限定されたものではなく、路上で警察官に呼び止められ、長時間拘束された、5指の指紋を採られるなど警察で犯罪者であるかのように扱われた、などの相談報告が相次いだ。

このような警察による取り締まり強化や排外的な社会的風潮、そして抑制へと転じた留学生政策を総合的に勘案すると、「留学生10万人計画」は数の上で目標を達成したとはいえ、教育政策の面で成功したとは言えないという思いを抱いたネットワーク参加者は少なくなかった。

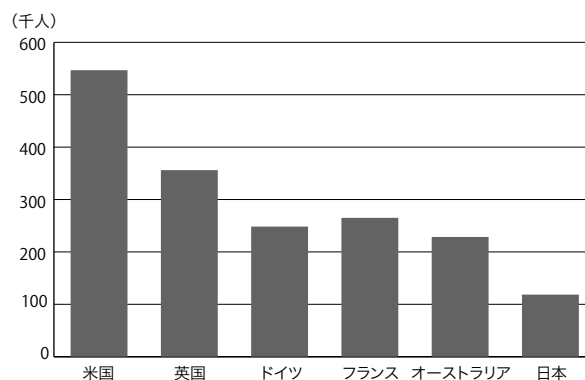
4 元留学生に刻印された負の遺産

(1) 留学交流の世界的流れ

確かに今世界では留学交流の流れは盛んである。現状で200万人程度いると推計される世界における留学人口が、2025年には3.5倍の700万人に達するだろうという推測もある。そもそも「留学生30万人計画」は、安倍晋三首相時代に、首相官邸に設けられた「アジア・ゲートウェイ戦略会議」において、世界の留学生の中で5%のシェア(200万人中の10万人)を2025年にも維持するとして2007年に提案した数字(700万人中の35万人)が元になっている。

「10万人計画」を推進している20年間に他の主要国は留学生受け入れ数を大きく伸ばしており、日本が目標としたフランスにおいても、すでに26万人と倍増し、その差はむしろ拡大している。それどころか留学生受け入れ新興国のオーストラリアにも抜かれている(図5)。さらに中国をはじめ、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ等のアジア諸国でも留学生受け入れ計画が推進され、これらの国からも追い上げられつつある。「高度人材」の獲得競争は、世界的に熾烈である。これらに伍しての「30万人計画」なのではあろう。

図5 主要国の留学生受け入れ数



注：オーストラリアは04年、日本は07年、他は05年統計。
出典：文部科学省調査資料

(2) 繰り返されてきた留学生に対するレッテル貼り

しかし一方、「10万人計画」時代を省みれば、留学生が急増するたびに日本社会に混乱を引き起こ

し、留学生に対する排他的なイメージが増幅されてきた。

「10万人計画」が発足した80年代の当初、留学生は「国際化」のシンボルとしてもてはやされた。地域や団体の各種の交流パーティーや講演会などに呼ばれ、歓迎を受けた。それがやがて80年代後半になると、アルバイトをしながら勉学する姿が目立ち始め、「円高に苦しむかわいそうな留学生」として同情の対象となった。新聞で留学生の窮状が報道されるたびに、山のように古着などが関係施設に送付されてきたものである。ところが、80年代末から90年代になると本当の来日目的は労働者として稼ぐことなのではないかとの疑いの目を向けられるようになり、留学生に対する「偽装留学」「出稼ぎ労働者」というレッテルが社会化してしまうのである。これが留学生に対する排他的なレッテル貼りの第一波であり、この後留学生数は頭打ちとなり、90年代半ばには減少に転じる。

第二波は、90年代末から2000年代の前半である。この時期は留学生数が一気に急増したが、その後を追うように外国人による犯罪が社会的テーマとして大きく取り上げられた。そして、先述のように外国人に対する排他的な風潮が拡大する。留学生があたかも「犯罪者予備軍」であるかのようにキャンペーンを張るメディアも少なくなかった。その後、先にみたように、留学生はやはり減少に転じるのである。

留学生は、このように日本社会からその時々社会状況に応じてさまざまなレッテルを繰り返し貼られ、そのたびにそれらに振り回され、増減を繰り返してきた、と言ってよい。

(3) 元日本留学生の迷い

元日本留学生から、「家族や親戚を留学させたいが、うまくいくかどうか心配で迷っている」との言葉を耳にすることがしばしばある。自分自身が体験してきた宿舎探しや在留手続き、日本人との人間関係といったことの一つ一つにちょっとした「危険」を感じてしまい、安心感を持てない。「能力はあるし、資金も心配ないし、大丈夫とは思うけど、自分がそばにいられるわけではないので心配だ」という。こうした迷いは、「10万人計画」が推進される過程で当時の留学生の心に刻印された負の遺産と言っているのではないだろうか。

5 留学生受け入れ政策と地域における外国籍住民

(1) 日本における外国籍住民の現状

ところで、日本における外国人登録者数は2008年末で220万人を超え、日本の総人口の1.74%を占めるに至っている(図6)。この10年間で約1.5倍に増加しているのである。これらのうち、オールドカマーといわれる「特別永住者」19.4%を別にしたとしても、「一般永住者」20.4%、「定住者」11.9%、「日本人の配偶者等」が11.3%と定住化傾向の見えるものが全体の約45%を占めている(図7)。日本はすでに多文化社会の時代を迎えていると言っていいだろう。

最近、フィリピンやインドネシアからの外国人看護師や介護士の導入計画をはじめ、「研修制度」の見直し、「高度人材(専門的、技術的労働者)30万人受け入れ」「移民受け入れ1000万人計画」など、少子化による労働力減少を見据えた外国人材導入促進のための各所からの提言等の動きが報じられ、

「移民政策」という言葉が頻繁に目につくようになった。「留学生30万人計画」もこれらと絡み合いながら進行していかざるを得まい。

図6 外国人登録者数と総人口に占める割合の推移(各年末)

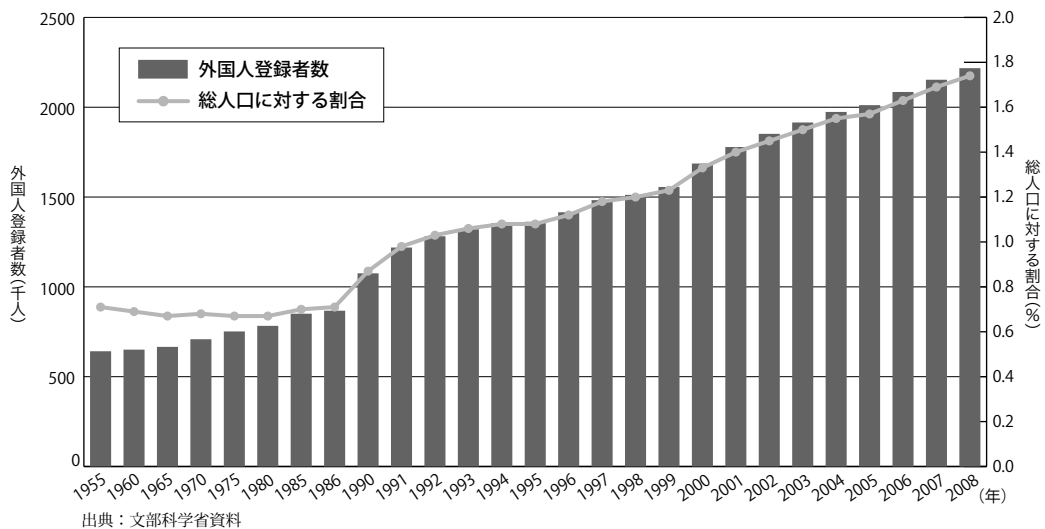
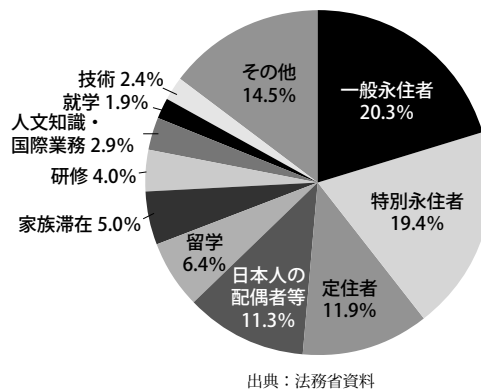


図7 在留資格別人数(総数2,165,127人, 2008年末)



(2) 留学生受け入れと地域社会の協力

しかし、留学生の受け入れ拡大を進めるためには、住居や受験・入学のための保証人問題の解決はもとより、留学経路の明確化、奨学金や留学生宿舍の拡大、就職支援への取り組み等、課題は「10万人時代」から積み残したままである。もちろん入国在留面での緩和策も必要である。

一方で、留学生は、地域で生活する「生活者」という側面も当然ながら持っている。今後留学生専用宿舍の建設が進められたとしても、そこに収容できる割合は現状の25%にも満たないであろうから、この面で地域社会の協力なくしては「30万人計画」の達成は不可能である。地域社会においては、留学生であろうと労働者であろうと「生活者」であり、区別はない。「10万人計画」時代の負の遺産を精算するためにも、留学生に限らず外国人を生活者として暖かく迎え入れ、安心して生活できる環境作

りに取り組む必要がある。

(3) 急がれる「移民政策」への取り組み

留学生が30万人ともなれば、日本社会へのインパクトも相当なものであろう。

留学生のころから配偶者や子供を伴って留学している学生も少なくなく、留学生の家族へのケアが一部のボランティア市民団体などによって行われてきているが、30万人もの留学生を受け入れ、その半数以上を「高度人材」として日本企業等に就職させるともなれば、市民ボランティアに頼るべきものでもない。

日本の大学や大学院を卒業して、日本で数十年を過ごしてきた元留学生達と語ることが時々あるが、彼らの多くが「日本が留学生をたくさん受け入れるのは賛成だが、卒業して就職したとしても、日本人と結婚でもしない限り日本定着は難しい」と口をそろえて言う。海外からの移民受け入れには消極的だが、日本の大学で勉強した留学生出身者なら、容易に日本に定着するだろうと安易に考えているとしたら、その認識を改める必要がある。日本は、外国人が簡単に定着できる国ではないのではないだろうか。

本格的な移民政策に正面から取り組むことが急がれる所以である。

6 おわりに

留学生の受け入れ拡大を進めるために、今後大学を中心にさまざまな取り組みが推進されるであろう。また入国在留面での緩和策も進められている。一方繰り返しになるが、留学生は地域で生活する「生活者」であり、その面で他の外国人労働者等と区別はない。「10万人計画」時代の負の遺産を清算するためにも、留学生に限らず外国人を生活者として暖かく迎え入れ、安心して生活できる環境作りに取り組む必要がある。そのために以下の4点を早急に対応すべき課題として掲げ本稿の締めくくりとしたい。

- ① 入居を拒否されれば日本での生活が成り立たない。人種や国籍を理由とするアパートの入居拒否に対する罰則を伴う禁止措置を検討してよいのではないか。入居の際の連帯保証人の要求についても、住居を目的とする限り、生存権に関わる問題として同様に禁止措置を検討すべきではないだろうか。
- ② 家族に対する手厚いケアが必要である。配偶者への日本語指導、地域社会への適応促進、出産、育児、また特に小・中学校などにおける外国人子弟の教育についての支援。これまで市民ボランティアにたよりがちであったが、自治体等が公的制度を整備した上で、市民とも連携しながら支援に取り組むべきであろう。
- ③ 来日し、外国人登録を済ませた留学生等外国人から銀行口座開設を拒否されたという相談が絶えない。テロ対策やマネーロンダリングの防止のためという理由のようだが、銀行口座なしで日本での生活を営むことは困難である。これへの早急な対応策が必要である。
- ④ 卒業し就職した元留学生が、親を呼ぶための安定した在留資格が日本の入国管理法上準備さ

れていない。このために留学生の中には、日本での就職や定着をためらうケースがみられる。少子高齢化は日本だけの問題ではない。外国人人材の日本定着を期待するのであれば、この面での制度的整備が不可欠である。

追記

本稿執筆中に、いわゆる「事業仕分け」等により、留学生政策上のいくつかの予算削減措置が進行している。①経済産業相を中心に進められていた「アジア人財資金構想」(<http://www.ajinzai-sc.jp/asia.html>)は、外国人高度人材獲得や留学生の卒業後の就職支援を目指したプロジェクトとして2007年から実施されていたが、2010年事業仕分けにより廃止が決定された。②「留学生30万人計画」を推し進める中心となる30大学に重点的に予算を配分する「グローバル30」構想も、2009年度13大学を選定したところで、翌年度以降2次募集は実施されないようである。③さらに13大学に配分される予定の予算も半減されている。④1980年代末から20年以上続いていた私立大学に在籍する私費留学生に対する授業料の約30%支援を2010年度より廃止、などである。これらの予算縮減政策が、今後の「留学生30万人計画」の推進にどのような影響をもたらすか注目する必要がある。

*1 ただし、昨年「出入国管理及び難民認定法」が改正され、日本語学校生の大部分に付与されている在留資格「就学」が、「留学」に統合されることになった。実施は2010年7月とされている。

*2 外国人留学生保証人制度調査研究会、1998『外国人留学生の大学に対する保証人について——大学はなぜ保証人を要求するのか』1997年度JAFSA研究助成事業報告書。

*3 東京YWCA「留学生の母親」運動、2009『外国人留学生にかかわる保証人アンケート調査報告』。

*4 財団法人日本国際教育支援協会(旧財団法人日本国際教育協会から分岐した団体)により1999年発足した。「本制度は、外国人留学生が民間宿舍等へ入居するにあたり、保証人を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、外国人留学生の民間宿舍等への円滑な入居を支援することを目的として平成11年3月より発足しました」とある(www.jees.or.jp/crifs/index.htm)。

*5 中等教育の課程の修了まで12年を要しない国については文部大臣が指定したわが国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了する必要がある、従来より一部の政府補助金で運営されている日本語教育機関のみが指定を受けていたが、1999年に民間の日本語教育機関にもこの制度の適用が拡大された(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19991115001/t19991115001.htm)。

《参考文献》

- ・独立行政法人日本学生支援機構、2009「平成21年度外国人留学生在籍状況調査結果」。
- ・文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省、2008『「留学生30万人計画」骨子」。
- ・独立行政法人日本学生支援機構、2001～2008「日本留学試験実施結果の概要」。
- ・栖原暁、1996『アジア人留学生の壁』NHKブックス。
- ・栖原暁、2002「日本の留学生政策」駒井洋編著『国際化のなかの移民政策の課題』明石書店。
- ・外国人差別ウォッチ・ネットワーク編、2004『外国人包囲網——「治安悪化」のスケープゴート』現代人文社。
- ・杉村美紀「アジアにおける留学生政策と留学生移動」(www.jaas.or.jp/pdf/54-4/10_25.pdf)。
- ・栖原暁、1998「入国在留のための身元保証人制度の廃止とその後の留学生の保証人問題」『東京大学留学生センター紀要』8号。

The Meaning and Challenges of “The 300,000 International Students Plan”

SUHARA Satoru

The University of Tokyo

key words: The 300,000 International Students Plan, multicultural society, immigration policy

The Japanese Government proposed “the 300,000 International Student Plan” to make the number of international students acceptance to 300,000 people by 2020. This policy indicates that the government is steering towards the direction to put priority to national interests such as accepting “highly skilled foreign personnel” rather than making intellectual international contribution to Asian countries.

However, even if the purpose of the acceptance changed, many problems revealed in the process of achieving “100,000 Plan”, such as the complexity of the course to study in Japan or inadequate living conditions for international students, are yet to be solved. The number of international students went through rapid increase and decrease repeatedly, and along with the rise and fall, the image towards international students swung from “bridge” “goodwill ambassador” to “studying abroad for camouflage” “student migrant workers” or “would-be criminals” repeatedly.

On the other hand, the acquisition of the highly skilled foreign personnel is emerging as a national issue in relation with the declining birthrate, and the utilization of international students is discussed in various quarters to evade the expected cultural friction. However, living in Japan for a long time as an ex-international student and being fluent in Japanese language cannot be easily connected to settlement in Japan. There are numerous barriers difficult to overcome, no matter if they are ex-international student or not, such as being refused to rent an apartment, difficult condition to open a bank account, inadequate support in Japanese language education for family members, or childbirth, childcare and education, and difficulty of getting status of residence for the parents left in their home countries. Until now, “immigration policy” has not been discussed in earnest in Japan, but it may be necessary to confront this issue along with the international student policy from now on.